

交通事故に係る損害賠償の額の決定について

交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

令和元年9月16日、午後2時10分頃、君津市北子安四丁目35番23地先の道路上で発生した交通事故。

君津市所有の小型貨物車が、信号待ちのため停車していた小型貨物車の後方に追突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の相手方

(1) 小型貨物車の運転者（個人・君津市在住）

(2) 小型貨物車の所有者（君津市陽光台二丁目5番19号 有限会社サンエイ電設工業 代表取締役 杉林芳子）

3 損害賠償の額

(1) 君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、小型貨物車の運転者に対し、1,196,260円を支払う。

(2) 君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、小型貨物車の所有者に対し、1,728,960円を支払う。

令和2年9月2日提出

君津市長 石井宏子